

訪問看護（医療保険）重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人萌生会国定病院
事業者の所在地	浅口郡里庄町大字浜中93-141
代表者名	理事長 北村吉宏
電話番号	(0865) 64-3213
FAX番号	(0865) 64-3299

2. ご利用の事業所

事業所の名称	医療法人萌生会国定病院
事業所の所在地	浅口郡里庄町大字浜中93-141
電話番号	(0865) 64-3213
FAX番号	(0865) 64-3299
指定年月	平成12年4月1日
指定事業所番号	3312710035
サービス提供 実施地域	里庄町・浅口市・笠岡市（諸島部は除く）

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

3. 職員体制

従業者の職種	常勤	
	専従	兼務
看護師	2名	0名
准看護師	0名	0名

4. 営業日・営業時間

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
土曜日	午前8時30分～午後12時30分
但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日午後～1月3日）は除く	

※急変等について24時間緊急訪問看護の提供も可能です。

5. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者で、主治医が訪問看護等の必要を認めたものに対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。訪問看護

の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービスの内容

(1) 医師の指示のもとに看護師等が利用者の居宅に訪問し、ケアプランに沿った訪問看護計画書を作成し、それに基づく適切な看護を行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清潔の保持（清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄・おむつ交換・足浴など）
- ③ 食事及び排泄等の日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア（終末期の医療・看護）
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活の相談や介護方法の指導・社会資源の紹介
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 医療処置（点滴・吸引・在宅酸素・人工肛門・気管切開・人工呼吸器等）

(2) 当事業所は、医療機関のみなし訪問看護となりますので、医師の診察から1ヶ月以内の訪問看護の実施となりますので、毎月必ず受診するか又は訪問診察を毎月受けられるようお願いいたします。

(3) 他の医療機関が主治医の場合は、毎月受診時に診療情報提供書を交付していただくようになりますので、ご了承してください。

他の医療機関へは訪問看護計画書及び訪問看護報告書を毎月提出しています。

7. 利用料

(1) 医療保険制度で定められた利用料をいただきます。

*別紙料金表参照

(2) 交通費

自動車を使用した場合、下記のとおり交通費の実費が必要となります。

1キロメートルにつき20円

(3) その他の費用

死後の処置料 1万円と消費税

(4) 利用料等のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求のお知らせを発行します。

*支払い方法は ①笠岡信用組合の口座振替（翌月15日振替）

②受診時に支払う

③訪問時に手渡し

入金確認後、領収書を発行します。

8. 苦情等申立先

(1) 苦情対応の常設窓口

当 事 業 所	担当：看護部 看護部長 山川いくみ
ご 利 用 時 間	8：30～17：30
電 話 番 号	(0865) 64-3213
F A X 番 号	(0865) 64-3299
御 意 見 箱	病院外来待合に設置

(2) 公的機関の対応窓口

里庄町健康福祉課	0865-64-3111
浅口市健康福祉部	0865-44-7113
笠岡市介護保険課	0865-69-2139
岡山県国保団体連合会	086-223-8811

9. 第三者機関の評価

当事業所では実施していません。

10. 機密保持

- (1) 事業者及びその従業員は正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

11. 個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人の情報については「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業者が取り扱う利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

12. 緊急時の対応

- (1) 看護師等は、サービスを提供中に利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置をします。必要に応じて緊急搬送等の対応を行います。
- (2) しかるべき処置をした場合は、家族、居宅介護支援事業所に連絡します。

*なお、営業時間外においても24時間対応できる体制を整えており、18時から21時の間は、国定病院に電話してもらえれば、職員が電話による連絡及び相談対応をし、訪問看護オンコール担当者の携帯電話へすぐ連絡する体制となっています。

1 3. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 4. 衛生管理

事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品などの衛生的な管理に努めます。

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 5. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 前三号の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 6. 身体拘束等の禁止

事業者は、サービスの提供をするにあたって以下の措置を講じます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う時には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- (3) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

17. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. その他

- (1) 事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護等の提供は実施していません。
- (2) 事業者は、適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、訪問看護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した完結の日から5年間保存します。

緊急時の連絡先

氏名 _____ 続柄 () 電話 _____

主治医氏名 _____ 電話 _____

訪問看護師氏名 _____ 電話 : 070-7560-5700 _____

(訪問看護 : 医療保険)

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 浅口郡里庄町大字浜中93-141
名称 医療法人萌生会国定病院

説明者 氏名 _____ ⑩

私は、契約書及び本書面に基づいて、医療法人萌生会国定病院の職員から、上記重要事項の説明を受けました。また、私（利用者及び家族）の個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 () ⑩